

山形県中小企業パワーアップ補助金 (Eコマース等支援事業)公募要領

ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、県内中小企業・小規模事業者の新型コロナウイルス感染症対策の取組みや販路拡大に向けた取組みのうち、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

【特に留意いただきたい事項】※詳細は本公募要領をご確認ください。

- ◇ 本補助金は、県内の中小企業・小規模事業者が、Eコマース(Electronic Commerce:電子商取引)を活用して、新型コロナウイルス感染症と経済活動の両立を図り前向きな事業展開を促進させるため取り組む事業を支援するものです。この事業の対象とするEコマースは、ショッピングモール型・自社サイト型・オークションサイト・フリマサービス等ウェブサイトによる販売活動のほか、ネットによる自社の広告宣伝サイトとします。電話・FAXによる通信販売、実店舗、カタログ販売等は、補助対象としておりません。
- ◇ 本補助金の認定は先着順ではありません。また、受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択(補助金を受け取れないこと)や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- ◇ 「事業計画認定(採択結果)」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき「補助金交付申請書」を提出いただき、その内容を改めて審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。
- ◇ 本補助金は「事業計画認定申請」⇒「事業計画認定(採択結果公表)」⇒「補助金交付申請」⇒「補助金交付決定」⇒「事業開始」の流れで進んでいきます。
このため、補助金交付決定の日以降(令和4年10月下旬以降予定)に事業計画書に基づく事業(発注等)を開始となります。
補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となり、補助金を受け取ることはできません。
- ◇ 補助金の支払いは原則として事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。
- ◇ 本事業の申請に際しては、認定支援機関(商工会・商工会議所、金融機関等)の確認が必要となります。また、確認を受けた証として、認定支援機関が作成する「事業計画確認書(様式4)」を添付のうえ、申請いただく必要があります。
- ◇ 小規模事業者の持続的な発展を重点的に支援する観点から、小規模事業者の取組みを優先的に採択します。
- ◇ 同一の事業が、国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合には、本事業に応募することはできません。また、山形県内に事業所を保有し、その事業所で行う取組みのみ対象となります。

1 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者で、業として令和4年8月1日時点で1年以上継続して事業を行っている者。

なお、本事業における中小企業、小規模事業者の定義は以下のとおりです。

	定義
中小企業	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者（但し、下記に掲げる小規模事業者を除く。）
小規模事業者 【優先採択あり】	常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者

<中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲>

【中小企業者】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

※ 常勤従業員数は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

【組合関連】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合(直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

但し、以下に該当する場合は対象外となります。

財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、系統出荷による収入のみである個人農業者

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営む者
中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合
政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合
業として令和4年8月1日時点で1年以上継続して事業を行っていない中小企業、小規模事業者
雇用契約に基づき、会社等に雇用されている方(具体的にはサラリーマン・パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方)が副業として行っている場合
その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合

2 補助対象の取組み及び補助率等

ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた、新型コロナウイルス感染症対策の取組み及びインターネットを用いて行う販路拡大に向けた取組み等に対して補助します。

●補助対象の取組み

	内 容
ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した販路開拓	<p>ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した販路開拓の取組みに対して支援します。</p> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オンライン商談会・オンライン商品展示会等への参加 ●インターネットによる宣伝活動 ●Eコマースを活用した販路拡大 ●Eコマース等で用いる販促素材(写真、動画など)の作成 ●インターネットによる市場調査 <p>【対象外となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対面による商談会・商品展示会への参加 ●インターネットによらない宣伝活動(広告、POP、チラシ、カタログ、DM等の作成、パッケージデザイン等) ●試作品・試供品の製作 ●クラウドファンディング、ステルスマーケティング等に関する経費 ●インターネットによらない市場調査 ●システム構築、市販ソフトウェアの購入又は利用(サブスクリプション型、クラウドサービス利用型等)に要する経費 ●業としてホームページ等を作成している事業者の自社サイト構築
従業員に対する新型コロナウイルス検査の実施	<p>従業員に対する新型コロナウイルス検査の実施に対して支援します。</p> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県内に勤務している従業員に対して実施する新型コロナウイルス検査 <p>【対象外となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助金交付決定日以前に行った新型コロナウイルス検査

<p>新型コロナウイルス感染症による代替従業員の確保</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者が発生した際に、事業継続のための代替従業員の雇用等を行った場合、支援します。</p> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内に勤務しており、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴い、事業の継続のための従業員の臨時雇用又は派遣の受入(休業期間中の経費のみ補助対象) <p>【補助対象外となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生前から雇用済又は派遣を受けていた従業員 ● 新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴わない増員 ● 補助金交付決定日以前に、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者になっている場合 ● 県外に勤務している従業員
<p>ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応したセミナー等の開催・参加</p>	<p>ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた、経営改善や経営基盤の強化の準備のための取組みに対して支援します。</p> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員(組合関連は組合員)を対象に行うウィズコロナ・ポストコロナ社会における経営や販売についてのセミナー等の開催・参加 <p>【補助対象外となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接遇の講習や技能訓練、資格取得等のセミナー ● セミナー開催における飲食費 ● 会費・参加費等を徴収して開催するセミナー ● 従業員(組合関連は組合員)以外を参加者として開催するセミナー

●補助率・補助金額・補助対象経費・実施場所

項目	内容
補助率	1/2 以内
補助金額	50 万円以内 ※補助金の額は千円未満切捨てとします。
補助対象経費	ウェブサイト関連費、オンライン展示会・オンライン商談会等関連費、検査費、E コマース送料、コロナ対応人件費
実施場所	山形県内に事業所を保有し、その事業所で行う取組みのみ対象

3 補助対象事業の要件

山形県内に事業所を保有し、その事業所で行う取組みであること(県外に主たる事業所のある事業者の場合、県内の事業所において実施する取組みのみ補助対象となります)。

4 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・ 補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの
- ・ 社会通念上適正な価格で取引されたもの

- ・補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・以下の経費区分に該当するもの

経費区分	内 容
ウェブサイト関連費	<p>①ウェブサイトの構築又は改修に係る経費、ウェブサイトに掲載するための販促素材(写真や動画など)の作成費</p> <p>※ ウェブサイトを50万円(税抜)以上の費用で構築する場合、当該ウェブサイトは「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間(通常は取得日から5年間)において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることがあります。また、実績報告時に取得財産管理台帳の提出が必要となります。</p> <p>②インターネット広告の実施に係る経費</p> <p>※ インターネットによらない宣伝活動(広告、POP、チラシ、カタログ、ポスター、媒体掲載、DM等の作成、パッケージデザイン等)は補助対象外。</p> <p>③この事業で構築したウェブサイトの維持に必要な経費 (出店手数料、月額利用料、レンタルサーバー、アフィリエイト利用料等の利用料等)</p> <p>※ 但し、年払・月払の場合で、契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法(日割計算等)により算出された補助事業実施期間内に支払われた経費が補助対象となります。</p> <p>※ 通信費、販売手数料、決済手数料、ポイント原資は補助対象外です。</p> <p>※ 国又は地方公共団体の媒体に登載する広告は補助対象外です。</p> <p>④インターネットによる市場調査(オンラインアンケートなど)に係る経費</p> <p>※ インターネットによらない市場調査は補助対象外です。</p>
オンライン展示会・オンライン商談会等関連費	<p>①オンライン展示会・オンライン商談会の出展料</p> <p>②オンライン商談会等において相手方に見本品等を運搬する必要がある場合の送料</p> <p>※ 上記①及び②については、オンラインによらない場合は補助対象外です。</p> <p>③従業員等を対象に行うウィズコロナ・ポストコロナ社会での経営や販売に関するセミナー等開催のための経費</p> <p>※ セミナー等の開催に係る講師(自社の役員・従業員を除く)への謝金や旅費、資料作成費、会場使用料、会場設備料等が補助対象となります。飲食費、送料、参加者の旅費日当、自己所有複写機での資料作成費は対象外となります。</p> <p>※ 参加費を徴収する場合は補助対象外です。</p> <p>④外部のセミナー等への参加費、付随する資料代</p> <p>※ セミナー参加費以外の経費(入会費、年会費、旅費日当、送料、資格試験費等)は補助対象となりません。</p> <p>※ オンライン展示会・オンライン商談会等関連費を計上する場合には、展示会・商談会・セミナー名、実施主体、内容(テーマ)、積算根拠、参加者等について記載してください。</p> <p>※ 交付決定前に参加申し込みを行うことは可能ですが、開催日及び支払日は交付決定日以降のものに限ります。</p>
検査費	県内に勤務している従業員に対して実施する新型コロナウイルス検査費用

	<p>※ 検査キット等をまとめ買いした場合には、事業実施期間中に実際に使用した分のみ補助対象となります。</p> <p>※ 補助対象経費 20 万円(補助金額 10 万円)を上限とします。</p>						
E コマース送料	<p>E コマースにより販売した商品の送料</p> <p>※ 補助対象経費 20 万円(補助金額 10 万円)を上限とします。</p> <p>※ この科目を予算計上するには要件があります。</p> <p>【事業者要件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>EC サイト状況</th> <th>E コマース送料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがなく、これから新しく EC サイトを構築する事業者</td> <td>計上可</td> </tr> <tr> <td>事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがある事業者 (EC サイトは、自社で内容問わず、既に電子商取引を活用したショッピングモール型・自社サイト型・オークションサイト・フリマサービス等ウェブサイトによる販売事業を行っているもの。)</td> <td>計上不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送料は、直接発送し運送会社と振込又は口座振替で補助事業実施期間内に支払っていること ・実績報告時に、請求・振込又は口座振替・送付先明細の提出で支払を確認できること <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手、レターパックの購入、現金払い ・電話・FAX による通信販売、実店舗、カタログ販売、仕入等Eコマースによらない送料 ・購入者から発送料を徴収している送料(事業者負担している部分のみ補助) 	EC サイト状況	E コマース送料	事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがなく、これから新しく EC サイトを構築する事業者	計上可	事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがある事業者 (EC サイトは、自社で内容問わず、既に電子商取引を活用したショッピングモール型・自社サイト型・オークションサイト・フリマサービス等ウェブサイトによる販売事業を行っているもの。)	計上不可
EC サイト状況	E コマース送料						
事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがなく、これから新しく EC サイトを構築する事業者	計上可						
事業計画認定申請時点で自社の EC サイトがある事業者 (EC サイトは、自社で内容問わず、既に電子商取引を活用したショッピングモール型・自社サイト型・オークションサイト・フリマサービス等ウェブサイトによる販売事業を行っているもの。)	計上不可						
コロナ対応人件費	<p>①県内に勤務しており、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴い事業継続のために臨時雇用した従業員に係る人件費</p> <p>②県内に勤務しており、新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴い事業継続のために派遣を受けた従業員に係る派遣料</p> <p>③補助額は補助対象経費の 1/2(5,000 円/人日限度)、補助日数は 10 日間限度。補助対象になる人件費は給与(日当)・派遣会社の派遣費に限る。通勤費などの手当、法定福利費は補助対象外</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者が休業している期間中の代替従業員の人件費が補助対象となります。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生前から雇用又は派遣を受けていた従業員は補助対象外です。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者の発生に伴わない増員に係る経費は補助対象外です。</p> <p>※ 雇用又は派遣期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法(日割計算等)により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象となります。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者が休業している期間中の代替従業員として雇用契約書(派遣契約書)を結び、振込で補助事業実施期間内に支払っていること。実績報告時に、雇用契約書(派遣契約書)、出勤簿、振込書の提出で支払を確認できること。</p>						

※ 補助対象経費及び補助対象外経費の具体例については、別添「補助対象経費早見表」をご確認

ください。

但し、補助対象となるのは、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り、また、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

5 補助対象外経費

「4 補助対象経費」に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 補助事業の目的に合致しないもの。本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費
- 同じ経費について、他の補助金の支援を受けているもの
- 必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの
- 自社で使用せず、第三者に貸出するため導入するもの
- 山形県外にて行う取り組み
- 交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したもの
- 汎用性があり、目的外使用になりうるもの
- 業としてホームページ等を作成している事業者の自社サイト構築
- 補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していないもの
- 補助事業期間内に支出が完了していないもの(分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。)
- 商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- その他
 - ・インターネットによらない宣伝活動(広告、POP、チラシ、カタログ、ポスター、媒体掲載、DM等の作成、パッケージデザイン等)
 - ・機械設備、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンター購入費
 - ・システム構築費、ソフトウェア購入費、クラウド等利用料
 - ・自動車、自転車、フォークリフト、トラクター等
 - ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品
 - ・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費
 - ・自社製品(親会社、子会社、グループ企業等の関連会社の製品を含む)
 - ・中古物品(未使用品、新古品等を含む)
 - ・用途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの
 - ・現金で支払われたもの、代金引換払いしたもの
 - ・保険料、保守料、延長保証等
 - ・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等
 - ・保険適用診療にかかる経費
 - ・予約キャンセル、休業に対する補てん
 - ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕
 - ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分
 - ・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、不動産の購入費
 - ・事業計画認定申請時点で補助事業の実施場所(工場や店舗)を有していない
 - ・消費税及び地方消費税相当分
 - ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費
 - ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

- ・その他知事が不相当と認めるもの

6 補助事業実施期間・実績報告

(1)補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和5年1月31日(火)まで

※ この期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払いを完了する必要があります。

※ この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

(2)実績報告書提出期限

事業終了後15日以内、または令和5年2月15日(水)のいずれか早い日まで

7 申請手続き

(1)申請受付期間

令和4年8月1日(月)から令和4年9月14日(水)まで

(2)申請方法

郵送での受付となります。(当日午後5時必着)

(3)申請書類送付先

山形県中小企業パワーアップ補助事業(E コマース等支援事業)事務局

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 山形県中小企業団体中央会内

TEL : 023-647-0360 FAX : 023-647-0362

(4)提出部数及び提出書類

2部

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。

https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/powerup/e-commerce_r4.html

提出書類
① (様式1)事業計画認定申請書
② (様式2)事業計画書
③ (様式3)提出書類確認書
④ (様式4)事業計画確認書 ※認定支援機関(商工会・商工会議所・金融機関等等)が発行した確認書を提出してください。
⑤ 直近2年間の決算書の写し 【法人の場合】 直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表(全て写し) ※直近2年間の決算書類の提出ができない場合(開業から2決算期を経過していない場合)は、直近の決算書類及び法人登記の写し 【個人事業主(青色申告)の場合】 直近2年間の所得税青色申告決算書、貸借対照表(全て写し)

<p>※直近 2 年間の決算書類の提出ができない場合(開業から 2 決算期を経過していない場合)は、直近の決算書類及び個人事業の開業届出書の写し</p> <p>【個人事業主(白色申告)の場合】</p> <p>直近 2 年間の収支内訳書の写し</p> <p>※直近 2 年間の決算書類の提出ができない場合(開業から 2 決算期を経過していない場合)は、直近の決算書類及び個人事業の開業届出書の写し</p>
<p>⑥ 令和 4 年 8 月 1 日以降に発行され、申請日時点で有効期限内の見積書の写し</p> <p>※作業工程名、単価、数量(時間数)、工数等の経費の内訳が記載されているもの(〇〇一式の記載は不可)</p> <p>※見積書の写しを提出できない経費は、積算の根拠資料を提出してください。</p>

(5)書類提出の方法

1	用紙サイズはA4 判の片面印刷とします。上記の提出書類①～⑥を左側に縦 2 穴で穴を開け、紙製のフラットファイルに綴じ込んだものを 2 部提出してください。
2	フラットファイルの表紙と背表紙に、申請者名を記入してください。
3	提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
4	様式 1、様式 2 及び様式 3 については、御協力いただける場合は、郵送とあわせて Word データの提出もお願いいたします。(メール環境がない等の理由によりメールでの提出が難しい場合は、郵送のみの提出で構いません。) ※メールでの提出がない場合でも、補助金の審査上不利になることはありません。 <送付先メールアドレス> : power-up@dewazi.or.jp

8 審査方法・結果の通知

(1)補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下のポイントを中心に審査を行ったうえで、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における経済活動に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します(予算の範囲内での補助金の交付決定となります)。

審査のポイント
<p>【経営分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の特徴(強みや課題)や経営状況の分析が的確に行われているか ・自社の強みを踏まえた経営方針や目標・今後のプランが立てられているか <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の課題を解決するために有効な取組みとなっているか ・補助事業実施のための体制(人材、事務処理能力、専門的知見等)や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できる事業計画となっているか ・E コマースやオンライン商談会に取り組む事業計画であれば、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確になっているか ・補助事業として行う販路開拓等がウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた取組みになっているか ・補助事業として行うコロナウイルス感染症対策が、事業継続の観点から必要な取組みとなっているか

【積算】

- ・ 事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか

【その他：加点項目】

- ・ 小規模事業者が行う取組みの場合

【その他：減点項目】

- ・ 過去に「山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金」又は「山形県中小企業パワーアップ補助金」の交付決定を受けていた場合

(2)事業計画に関する照会等

応募受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3)結果の通知

申請事業者全員に対して、事業計画認定結果(採択又は不採択)を文書で通知します。

認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4)認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名等を HP 上で公表します。

9 スケジュール(予定)

公募開始	:	令和4年7月26日(火)
申請受付期間	:	令和4年8月1日(月)～令和4年9月14日(水)
事業計画認定(採択結果公表)	:	令和4年10月下旬頃
補助金の交付申請・交付決定	:	令和4年10月下旬以降

※ 本補助金は、「事業計画認定申請」⇒「事業計画認定(採択結果公表)」

⇒「補助金交付申請」⇒「補助金交付決定」⇒「事業開始」の流れで進んでいきます。

このため、補助金交付決定の日以降(令和4年10月下旬以降)に事業計画書に基づく事業(発注等)を開始してください。

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

10 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

※ 「事業完了」とは事業計画書に基づく補助事業について、発注・契約、納品・完了・検収、支払い等、事業に必要な手続きが全て完了していることを指します。

11 その他

(1)事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。

(2)補助事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年1月31日(火)までとなります。補助金の

対象となるのは、この期間内に実施した事業に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。

- (3)補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4)本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いする場合がありますので、御協力をお願いいたします。
- (5)複数の中小企業・小規模事業者から同一もしくは極めて類似した内容の応募申請があった場合、採択しない場合があります。応募申請を希望する事業者は、現状等を分析のうえ、実態に即した事業計画を記載してください。他社の事業計画をコピーしたり、他社からコピーされたりしないようご注意ください。

問い合わせ先
山形県中小企業パワーアップ補助事業(E コマース等支援事業)事務局 〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 14 階 山形県中小企業団体中央会内 TEL 023-647-0360 URL https://www.chuokai-yamagata.or.jp
山形県産業労働部商業振興・経営支援課企業振興担当 〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL.023-630-2354